

第六条の前の見出しを削り、同条中「前条第二項の規定による交付金を充てて整備する」を「第六条の基金を充てて実施する医療計画に基づく事業に要する費用又は」に、「同法」を「医療法第三十条の九又は老人福祉法」に、「同項」を「これら」に改め、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「老人福祉法等の特例」を付する。

第十九条第三項中「第八条第二十六項」を「第八条第二十七項」に改める。
第三十一条第四項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十八項」に改める。

別表第二その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者の項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十二項」に改める。

〔診療放射線技師法の一部改正〕

第十二条 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十四条の二に規定する」を「第二十四条の二各号に掲げる」に改める。

第二十四条の二の見出し中「検査」を「検査等」に改め、同条中「磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）」を「次に掲げる行為」に改め、同条に次の各号を加える。

一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。

二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うこと。

第二十六条第二項ただし書中「場合は」を「場合は」に改め、同項第二号中「とき」の下に「（前号に掲げる場合を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

〔歯科技工士法の一部改正〕

第十三条 歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十七条の三」を削る。

第九条の次に次の十六条を加える。

（指定登録機関の指定）

第九条の二 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、歯科技工士の登録の実施及びこれに関連する事務（以下「登録事務」という。）を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生労働大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第九条の十三の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定登録機関の役員の選任及び解任）

第九条の三 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生労働大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第九条の五第一項に規定する登録事務規程に違反する行為をしたとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第九条の四 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第九条の二第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（登録事務規程）

第九条の五 指定登録機関は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に関する規程（以下「登録事務規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、当該登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（規定の適用等）

第九条の六 指定登録機関が登録事務を行う場合における第五条及び第六条第二項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第五条中「厚生労働省」とあるのは「指定登録機関」と、第六条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」と、「免許を与えたときは、歯科技工士免許証（以下「免許証」という。）とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に歯科技工士免許証明書」とする。

2 指定登録機関が登録事務を行う場合において、歯科技工士名簿に免許に関する事項の登録を受けようとする者又は歯科技工士免許証明書（以下「免許証明書」という。）の書換交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

（秘密保持義務等）

第九条の七 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（帳簿の備付け等）

第九条の八 指定登録機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（監督命令）

第九条の九 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

条の二十一、第六条の二十二第二項に改める部分に限る。）、同法第七十三條の次に一條を加へる改正規定及び同法第七十五條の改正規定、第八條の規定並びに第二十一條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第六條、第二十七條及び第四十一條の規定　平成二十七年十月一日

○厚生労働省令第七十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の施行に伴い、並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第二項第二号イ、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第五十一条の三第一項及び第六十一条の三第一項、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十六条第二項第二号、介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第十三条ただし書及び第二十条第一項ただし書の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
（地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の一部改正）
第一条 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則

第一条の見出し中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同条中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「同条第一項」を「同条第二項」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第三項第三号イ」を「第二条第四項第三号イ」に改める。
第三条を次のように改める。

（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所）

第三条 法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム

二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム

三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム

四 老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム

五 前各号に掲げる場所のほか、医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であつて、

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設以外の場所

第四条（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号イ」を「第五条第二項第二号ロ」に改め、同条

第七号中「昭和三十八年法律第百三十三号」を削る。

第五条（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号ロ」を「第五条第二項第二号ハ」に改める。

第六条（見出しを含む。）中「第四条第二項第二号ハ」を「第五条第二項第二号ニ」に改め、同条

第六号中「第四条第二項第二号イ又はロ」を「第五条第二項第二号ロ又はハ」に改め、同条第七号

中「公的介護施設等を整備する」を「医療及び介護の総合的な確保のための」に改める。

第七条及び第八条を削る。

第九条（見出しを含む。）中「第十一条第二項第十号」を「第十三条第二項第十号」に改め、同条

を第七条とする。

第十条（見出しを含む。）中「第二十条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条第二項中「第

十二条」を「第十四条」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「第二十一条第一項」を「第二十三條第一項」に、「第十三条第一項第十三条第一項」

を「第十三条第一項、第十五条第一項」に、「第十五条第二項」を「第十七條第二項」に、「第十四条

第一項」を「第十六條第一項」に、「第十八条第二項」を「第二十條第二項」に、「第十五条第一項、

第十六條、第十七條、第十八条第一項及び第十九條」を「第十七條第一項、第十八條、第十九條、

第二十條第一項及び第二十一條」に改め、同条を第九条とする。

（介護保険法施行規則の一部改正）

第二条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二百二十六条の十二第一号中「第二百二十六条の八」を「第二百二十六条の十」に改める。

附則第二十七条第一項各号列記以外の部分中「この条」の下に「及び附則第三十条」を加える。

附則に次の三条を加える。

（法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例）

第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三

第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、

同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例)

第二十九条 特定介護予防サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第六十一条の三第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者に係る第九十七条の三の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」とする。

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の特例)

第三十条 指定介護福祉施設サービス(法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス)を受ける日の属する月が平成二十七年七月である施行法第三十五条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者に係る第九十七条の二において準用する第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第三条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)

第二十八条 特定介護サービスを受ける日の属する月が平成二十七年七月である法第五十一条の三第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者に係る第八十三条の五の規定の適用については、同条中「四月から六月まで」とあるのは「四月から七月まで」と、「一月から六月まで」とあるのは「一月から七月まで」とする。

(診療放射線技師法施行規則の一部改正)

第四条 診療放射線技師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務等

第三章中第十六条の前に次の一条を加える。

(法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査)

第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査(コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。)とする。

(老人福祉法施行規則の一部改正)

第五条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第二条第三項第三号」を「第二条第四項第三号」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第六条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第七百七条第七十五号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第七十六号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条」に改める。

第七百二十二条第二十六号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律

第十一条第一項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十三条第一項」に改め、同条第二十七号中「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十八条」に改める。

(介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条中「第七十二条の二の規定」の下に「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第七十一号)による改正後の介護保険法施行規則附則第三十条の規定」を、「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス」との下に「附則第三十条中「指定介護福祉施設サービス」とあるのは「指定地域密着型サービス(法第八十一条に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。)又は指定介護福祉施設サービス」とを加える。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五条中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 次に掲げる省令の規定中「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に改める。

一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第二百一十二号)附則第一条

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年厚生労働省令第二十二号)附則第一条

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(改正法附則第十三条ただし書の規定による別段の申出)

第二条 介護保険法第五十三条第二項に規定する指定介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者」という。)であつて、同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は同条第七項に規定する介護予防通所介護を行うものに係る地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「改正法」という。)附則第十三条ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長(他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該申出に係る指定介護予防サービスを利用している場合には、当該他の市町村の長を含む。)に提出して行うものとする。

一 当該申出に係る指定介護予防サービス事業者の事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

二 改正法附則第十三条本文に係る指定を不要とする旨

2 指定都市又は中核市の区域に所在する事業所に係る申出をする場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定都市又は中核市の長」とする。

○ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）（抄）（第十二条関係）

【公布日・平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（欠格事由） 第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。 一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二各号に掲げる業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 （略） （画像診断装置を用いた検査等の業務） 第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、次に掲げる行為を行うことを業とすることができる。 一 磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うこと。 二 第二条第二項に規定する業務又は前号に規定する検査に関連する行為として厚生労働省令で定めるもの（医師又は歯科医師	（欠格事由） 第四条 次に掲げる者には、前条の規定による免許（第二十条第二号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。 一 心身の障害により診療放射線技師の業務（第二十四条の二に規定する業務を含む。同条及び第二十六条第二項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 二 （略） （画像診断装置を用いた検査の業務） 第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であつて政令で定めるものを用いた検査（医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。）を行うことを業とすることができる。 （新設） （新設）

の具体的な指示を受けて行うものに限る。）を行うこと。

（業務上の制限）

第二十六条（略）

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一（略）

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いた検査を除く。）その他の厚生労働省令で定める検査のため百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

三 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき（前号に掲げる場合を除く。）。

（業務上の制限）

第二十六条（略）

2 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一（略）

（新設）

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

○ 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第三章 業務等 （法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査） 第十五条の二 法第二十六条第二項第二号の厚生労働省令で定める検査は、胸部エックス線検査（コンピュータ断層撮影装置を用いたものを除く。）とする。	第三章 照射録等 （新設）